

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

我が国の海岸には白砂青松の美しい浜辺に代表される良好な景観を有するものが数多く存在するほか、海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟等多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっている。また、海岸は漁業活動の場や港として利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も行われ、生産や交通輸送のための空間としての重要な役割も果たしている。さらに、海水浴場等のようにレジャーやスポーツ等のレクリエーション活動の場としての役割も担っている。このように、今日我々は、日々の生活において海岸がもたらす有形又は無形の多大な恵沢を享受している。

しかしながら、近年、我が国の海岸に、我が国の国内や周辺国又は地域（以下「周辺国」という。）から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

海岸漂着物等については、これまでも国や地方公共団体、地域住民、非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）、多様な主体によって様々な取組がなされてきた。政府においては、海岸漂着物等に関する実効的な対策を検討する体制を整えるため、平成18年4月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、関係省庁間で検討を行った結果を踏まえ、平成19年3月に、関係省庁が当面取り組むべき施策等について取りまとめがなされた。その後、当該取りまとめを踏まえ、関係省庁において各種の具体的な施策が進められてきたものの、海岸漂着物の問題をめぐっては、関係省庁を始めとする関係者の努力にもかかわらず、なお処理し切れない量と質の海岸漂着物が各地の海岸に流れ着いていること、海岸漂着物等の処理に関する体制のあり方が明確ではないこと、他の都道府県や周辺国に由来するものも多く、被害を受ける海岸を有する地方公共団体による対応だけでは必ずしも十分ではないこと等の課題があり、なお、依然として海岸を有する地域において重要な問題となっている。

我が国に漂着する海岸漂着物は、地域によっては周辺国から我が国の海岸に漂着するものが多くみられるものの、全国的にみれば我が国の国内に由来するものが多いと言われている。国内に由来して発生する海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の

流れを通じて海岸に漂着したものであって、海岸を有する地域にとどまらず我々の日頃の行動や社会の有様を映し出す鏡であるとも言える。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸漂着物の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、広範な国民による取組が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が議員立法により全会一致で可決・成立し、公布された。

今後の我が国における海岸漂着物対策は、本基本方針にのっとり、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、各種の施策が総合的かつ効果的に推進されなければならない。

2. 海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策とその効果的な発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的としてなされるものである。

海岸漂着物対策の実施に際しては、海岸が国民共有の財産として国民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、岩礁や干潟等における生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の総合的な環境について、その良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれる環境を再生することを旨として行われることが肝要である。

これを踏まえ、今後、我が国における海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして、

○海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずること

○関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること

○周辺国との間で国際的な協力の推進を図ること

を対策の3つの柱とし、これを軸として施策を展開していくことが必要である。

また、海岸の環境の保全を図ることが良好な海洋環境の保全、ひいては豊かで潤いのある国民生活に資するものであることを念頭に置いて臨むことが必要である。特に、海岸に漂着した物が回収されずに放置されれば、波や風の影響によって再度海域に流出し、海洋環境に影響を及ぼす原因となる可能性もあるとの指摘もなされている。

我が国における海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の発生の状況や原因について未解明な部分が多く残っており、海岸漂着物処理推進法の成立によって緒についた段階である。本基本方針に基づき、海岸漂着物等の円滑な処理やその効果的な発生抑制に関する施策の実効性を確保することが必要である。

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することによって現に海岸の清潔の保持に支障が生じている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることによって海岸の清潔の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等の処理に際しては、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することにかんがみ、状況に応じて機動的にこれを行うよう努めることが重要である。

このような観点から海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、海岸管理者等の処理の責任と市町村の協力義務が規定されるとともに、地域外からの海岸漂着物への対応等について規定されたところであり、以下の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理が図られなければならない。

① 海岸管理者等の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められる。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）に協力しなければならない。このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。市町村の協力としては、例えば、海岸管理者等と連携して市町村が海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等が挙げられる。

② 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

③ 地域外からの海岸漂着物に対する連携

ア 都道府県知事による協力の求め

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他の都道府県の知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることができる。

都道府県知事は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の都道府県知事に協力を求めることができる。

協力の求めを受けた当該他の都道府県知事は、その趣旨を踏まえて、必要がある場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 環境大臣のあっせん

環境大臣は、都道府県知事から他の都道府県知事に対して協力の求めがあった場合において、都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。この場合において環境大臣は、都道府県知事による協力の求めの趣旨を踏まえて、あっせんのための所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

④ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分がなされることが必要である。

また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した油や有害液体物質については、引き続き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。

イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

国は、海岸漂着物等による被害が著しい地域において海岸管理者等が地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の処理に対する支援を行う等、大量の海岸漂着物等が存する地域において地方公共団体が行う海岸漂着物等の処理の推進に努める。また、国は、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、地方公共団体が緊急的に処理を行う災害関連制度の活用 of 推進に努める。

都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。都道府県知事から協力の求めがあった場合において、当該関係行政機関の長は、その趣旨を踏まえ、著しい支障を避けるため特に必要があると判断する場合には、海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的助言その他の協力を行うものとする。

ウ 都道府県による援助

都道府県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をすることができる。

市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、都道府県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うことができる。

エ 廃棄物処理施設の整備の推進

海岸漂着物等の円滑かつ適正な処分を確保するためには、国や地方公共団体は、特に離島地域を始めとして、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な廃棄物処理施設の整備を推進することが必要である。

このため、国においては、離島地域を始めとして、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を推進するための支援に努める。

（２）海岸漂着物等の効果的な発生抑制

我が国の海岸漂着物は、地域によっては周辺国から大量に漂着する場合がみられるが、全国的にみれば、国内に由来して、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものである。我が国の国内に由来して発生する海岸漂着物には、洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着する場合もあるものの、国民生活に伴っ

て発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが多く含まれており、その発生の状況は環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであると言える。このため、海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の処理の推進に加え、その効果的な発生抑制が図られることが必要である。

① 3Rの推進による循環型社会の形成

我が国の国内に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、国民生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めることが重要である。

このため、国や地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等の各種リサイクル法の適切な実施を始め、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて国内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することにより、我が国における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の実現を図るよう努める。

② 発生の状況及び原因に関する実態把握

ア 我が国の海岸漂着物等に関する調査

我が国における海岸漂着物等の発生の実態には未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。

このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため定期的に調査を行うよう努め、その結果を踏まえて海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を企画立案し、実施するよう努める。

イ 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握

海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着するものも多くみられるが、一方で、我が国に由来するごみ等であって周辺国の海岸に漂着するものもある。良好な海洋環境の保全や周辺国との国際協力の推進を図る観点から、我が国から周辺国に漂着する物の発生抑制を図ることも重要であり、国は、我が国から周辺国に漂着する物について可能な限り実態の把握に努める。

ウ 情報の共有

国や地方公共団体は、我が国における海岸漂着物等の発生の状況や原因に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インタ

ーネット等を活用して積極的に国民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努める。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、国や地方公共団体はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努める。

③ ごみ等の適正な処理等の推進

我が国の国内に起因する海岸漂着物には、陸域で生じた生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見される。このように、我々の日常生活に伴って排出される生活系ごみや、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されなければ、その一部が水域を経る等して海域に流出し、海岸漂着物となるおそれがある。このため、生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等を廃棄物として適正に処分することが、ひいては海岸漂着物等の発生抑制に資する。

このような観点から、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、国民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。また、事業者は、海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

④ ごみ等の投棄の防止

ア 不法投棄に関する規制措置の実施

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、我が国の陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、国や地方公共団体は、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

イ 国民の意識の高揚とモラルの向上

海岸漂着物には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含まれており、これらは山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、我々の日常生活に伴って身近に発生するごみ等の散乱を防止することが重要である。身近なごみ等の散乱の防止を図るためには、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、海岸を有する地域だけではなく広く各界各層の国民が海岸漂着物の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみ等の投棄を行わないことが必要である。

このため、国や地方公共団体は、環境教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態を国民に周知する等発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く国民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努める。

ウ 陸域等における投棄の防止

国や地方公共団体は、廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場所が挙げられるが、海岸漂着物等には我々の日常生活に伴って生じる生活系ごみが多く含まれることから、市街地を始めとする我々の日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止を図るという視点が重要である。

また、国内の陸域に起因する海岸漂着物は河川を経由して海域に流入するものが一因となっているため、国や地方公共団体は、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。また、地方公共団体においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。

⑤ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

海岸漂着物には、市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制のためには、土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。これらの海岸漂着物の中には、生活系ごみ等のほかに、流木等の自然由来のものもみられる。

このため、国民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。また、国や地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

また、海岸漂着物の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみ等が土地から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみ等が土地から水域等に流出又は飛散することのないように努めることが重要である。このため、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に

関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散の防止に努めることが必要である。

⑥ 海域における漂流物等の回収対策の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流物」という。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」という。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物等の発生抑制に資するものである。このため、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、閉鎖性海域等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。

（３）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策がより大きな成果を得るためには、国や地方公共団体のほか、意欲ある国民や民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

① 国民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚が図られ、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。

このため、国は、海岸漂着物の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランティアに関する情報の提供や積極的な取組事例の表彰等を通じて、国民や民間団体等の積極的な参画を促すよう努める。また、地方公共団体においても、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講ずることが望まれる。

② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

国民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加するものである。このような自発的な意思は活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものであり、国や地方公共団体は、国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意する必要がある。

また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画し相互に連携していくためには、当事者間において公正性や透明性の確保が図られることが必要である。多様な主体が自発性や主体性をもって継続的に活動に参画し

ていくためにも、国や地方公共団体は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めることが重要である。

③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア 民間団体等との緊密な連携

海岸漂着物の問題に関しては、民間団体等によってその解決に向けた様々な活動が行われており、重要な役割を果たしている。民間団体等は地域に根付いて海岸の清掃活動等を展開し、各地の海岸における海岸漂着物等の実態や回収手法等に関して豊富な知見を有しているほか、民間団体等の中には、各地に幅広いネットワークを構築して有機的に連携を図りながら組織的な活動を行っている全国的組織もあり、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしている。

このように、民間団体等は、海岸漂着物等の処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うことに加え、国民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待される。

このため、国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、表彰制度を活用した望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。

イ 民間団体等の知見等の活用

民間団体等との連携に際しては、行政から民間団体等への支援という方向だけではなく、民間団体等の協力を得て、その有する豊富な知見や幅広いネットワークを行政の施策に活用することによって、行政と民間団体等が相互に連携を図るという視点に立つことも重要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）や海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）の機会を活用する等により、民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。

ウ 民間団体等の活動における安全性の確保

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物が含まれる場合があるため、民間団体等が海岸漂着物等の回収を行うに際し、その活動における安全性の確保を図ることが必要である。このため、国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。

(4) 国際協力の推進

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることを踏まえ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であることを念頭に置きながら、問題の解決に向けた国際協力の推進が図られなければならない。

① 関係国間の政策対話等の推進

海岸漂着物は国境を越えて周辺国からも漂着することから、周辺国及び関係する国又は地域（以下「関係国」という。）との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られることが重要である。周辺国に由来する海岸漂着物の発生抑制を図るためには、我が国の取組だけでできるものではなく、政策対話等を通じて、国から関係国への働きかけによって発生抑制を図ることが必要である。

また、国は北西太平洋地域海行動計画を活用した関係国の理解の促進や、これと連携して行う情報交換や調査等を通じて、国際協力の推進を図る。

② 関係国への要請の実施等

周辺国から大量に漂着した廃ポリタンクや医療廃棄物等については、漂着状況の把握に努めるとともに、関係国に対して申し入れ、防止対策を進めることが重要である。このため、国は、周辺国から大量の廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着が確認された場合には、必要に応じて関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請する。

加えて、これまで原因究明や対策の実施について政府間等で協議や協力が進められている関係国については、協力関係をより一層強化する。

③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

我が国では、民間団体等や学識経験者によって、関係国との間で、海岸漂着物の調査や清掃活動等、民間レベルでの国際的な活動が展開されている。国は、国際協力の推進に際し、これらの民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携を図るよう努める。

(5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

① 環境教育及び普及啓発

海岸漂着物は国民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、広く各界各層の国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。

ア 環境教育の推進

国や地方公共団体は、国民一人ひとりが海岸漂着物の問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興等、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。特に国民に対する環境教育を行う上では、海岸での清掃活動等、海岸漂着物対策の一連の取組に実際に各人が参加する体験活動を通じて環境教育の効果を高めるという視点が大切である。

イ 普及啓発

国は、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果や、自らが行う施策等について、インターネット等を活用して国民への情報提供を行い、普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や民間団体等が実施する海岸漂着物対策に関する情報を収集、整理し、これらの情報をインターネット等を活用して広報すること等を通じて、広く関係者に情報提供を行うよう努める。地方公共団体は、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る等、普及啓発に努める。

ウ 環境教育及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用

環境教育や普及啓発に関しては、民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っており、国や地方公共団体は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めることが有益である。

② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用

海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体（以下「海岸漂着物対策活動推進員等」という。）は、海岸漂着物対策の重要性に関する住民の理解の深化、住民や民間団体に対する助言や情報提供その他の協力の実施、国や地方公共団体が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。

このため、都道府県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たって、海岸漂着物対策活動推進員等を積極的に活用することが望まれる。

海岸漂着物対策活動推進員等の候補としては、地域に根付いて活動し豊富な知見やネットワークを有する民間団体及びその代表者、学識経験者等が挙げられる。

③ 技術開発、調査研究等の推進等

ア 効率的・効果的な回収方法

海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、まず、海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収を行うことが必要であるが、海岸には砂浜、礫浜、磯浜等様々な形

状や地理的特性があり、このような地域の自然的条件に即した回収方法を用いることが求められる。また、離島地域を始め、回収に用いる機材等を海岸に搬入することが困難な場合や、回収された海岸漂着物等を運搬することが困難な場合も多くみられる。

このため、国は、離島等において海岸へのアクセスが困難な場所での回収を始め、海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努める。また、国は、海域における漂流物の回収についても効率的かつ効果的な回収に向けた手法の技術開発や調査研究を推進するよう努める。

イ 海岸漂着物等の処分等に関する技術

多様な種類の物質からなる海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、海岸漂着物等の多様な性質や態様等に即した適切な方法で海岸漂着物等の処分がなされることが必要であり、技術開発の果たす役割は大きい。また、漁業系資材等の廃棄物の効率的な処分や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは海岸漂着物等の発生抑制に資する。

このため、国は、多種類の物質を含む海岸漂着物等について適正かつ効率的に処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究の推進に努める。

ウ 発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する手法

海岸漂着物等の効果的な発生抑制のために適切な施策を講ずるためには、まず、海岸漂着物等の漂着状況を適切に把握するとともに、その発生原因の究明を通じて問題となっている海岸漂着物等がどのように発生するのかを解明し、その結果を踏まえて施策を企画することが必要である。

このため、国は、海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法について調査研究の推進に努める。

エ 成果の普及等

国は、これらの技術開発や調査研究の成果について、地方公共団体や民間団体等の関係者と共有できるよう、インターネット等を活用して成果の普及に努める。

また、海岸漂着物の問題については、学識経験者によって様々な研究活動が行われており、国や地方公共団体は、調査研究や技術開発等の推進に際し、成果の共有等、学識経験者による研究活動との連携に努める。

第2 地域計画の作成に関する基本的事項

1. 地域計画の作成に当たっての基本的考え方

(1) 地域計画の意義

地域計画は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認められる場合に、都道府県が作成する計画である。

地域計画では、本基本方針に基づき、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項並びに海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項を定めることとされており、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにするものである。このように、地域計画は地域の海岸漂着物対策の核として重要な機能を有するものであり、都道府県は積極的に地域計画の作成を検討することが望まれる。

(2) 事前調査の実施等

地域計画の作成に際し、都道府県は、地域の海岸の環境や海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者の協力を得よう努めるとともに、可能な限り、海岸漂着物等の発生状況や原因、海岸に関わる自然的社会的条件に関し、事前調査の実施やデータの収集に努め、その結果を基に対策の検討を行うことが望まれる。

(3) 意見の反映等

都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ地域住民その他利害関係者の意見を反映させるためパブリックコメントの実施等必要な措置を講ずるものとする。

また、都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、沿岸市町村等の関係地方公共団体や海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

(4) 海岸漂着物対策推進協議会での協議

都道府県は、協議会が設置されている場合には、協議会における十分な協議の結果を踏まえて地域計画の作成を行う。

(5) その他地域計画の作成に当たっての基本的事項

① 都道府県間の情報交換

都道府県は、近隣の都道府県との間で地域計画の作成状況、計画の内容、その実施状況等について情報の交換に努め、地域計画の作成に当たって連携しながら取り組むことが望まれる。

② 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

都道府県が地域計画を作成する際には、全国的、広域的な視点で検討することも大切であり、国はそのための環境整備に努めることが必要である。このため、国は、自ら実施する我が国の海岸漂着物等の実態に係る調査結果を都道府県と共有するほか、当該調査結果や各地域での海岸漂着物対策の進捗状況等を踏まえ、全国的、広域的な視点に立った目標設定の在り方や、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要性がある地域の考え方について検討を進める。また、国は、都道府県により作成される地域計画について、その内容、進捗状況、成果等について情報の収集等を行うよう努める。

2. 作成に当たって留意すべき基本的事項

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

ア 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）の設定に際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にすることが望まれる。

イ 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定することが望まれる。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる。

ウ 重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとするよう努める。

また、重点区域の範囲の検討に際しては、河川を経由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点等から、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが望まれる。

海岸漂着物等の発生抑制を図る観点から広域的な取組を図るべき地域は、特定の都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される。この場合には複数の都道府県が共同で地域計画を作成することが可能である。

エ 重点区域の設定に際しては、国外や、他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物等が存する離島等の地域について配慮するよう努める。

② 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、海岸漂着物等の処理に関する施策、発生抑制に関する施策、普及啓発又は環境教育に関する施策等について検討を行うよう努め、必要な施策について記載するに際しては、以下の事項に留意することが望まれる。

(a) 海岸漂着物等の処理に関する事項

- ア 海岸の自然的社会的条件等を勘案し、地域における海岸漂着物等の処理の主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載する。
- イ 処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理、海岸利用等に支障を生じないよう配慮する。

(b) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

- ア 重点区域における海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する施策について、実施主体、施策の内容、時期等を具体的に記載する。
- イ 施策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障を生じないよう配慮するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努める。

(c) 普及啓発又は環境教育に関する方策

- ア 重点区域における海岸漂着物等の処理や発生抑制のための地域住民等に対する広報等の普及啓発や環境教育の推進のための施策について、実施主体、施策の内容、時期等を具体的に記載する。

(2) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

- ア 海岸漂着物対策に取り組む主体がそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携・協力できるよう関係者の役割分担と相互協力の在り方について具体的に記載することが望まれる。
- イ 相互協力に関して、海岸漂着物の問題では民間団体等が重要な役割を果たしていることにかんがみ、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれる。

また、都道府県は、地域で活動を行っている民間団体等に関する情報を収集、整理し、地域計画の作成に際して参考にするとともに、インターネット等を活用した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに資することが望まれる。

(3) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

① モニタリングの実施

- ア 地域計画の実施による効果を確認するため、計画期間中又は計画終了後のモニタリングの実施について検討を行うことが望まれる。
- イ モニタリングの実施について地域計画に位置付ける場合、実施主体、モニタリングの内容、時期・頻度等を記載することが望まれる。

② 災害等の緊急時における対応

都道府県は、地域計画の作成に際し、必要に応じて、災害により大量の海岸漂着

物等が発生した場合や危険物の漂着がみられる場合の緊急時における連絡体制等の検討を行い、地域計画に記載することが望まれる。

③ 他の計画等との整合等

地域計画の作成に際し、都道府県は、関係法令に基づく各種の計画等と調整し、調和を保つことが必要である。特に、国土の利用・開発・保全に関する計画や環境保全に関する計画等との整合性を十分に確保することが重要である。その際、協議会等を活用し、関係機関と十分な連絡調整を図ることが必要である。

④ 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、地域計画の作成に当たっては地域住民や民間団体等の参画を得ることが重要である。このため、都道府県は、地域計画の作成に際して、地域住民や民間団体等の自発的参画を促す上で必要な情報提供を行い、透明性の確保に努める。

⑤ 地域計画の変更

都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、地域計画の変更を行うことが望まれる。

第3 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

1. 協議会の意義

地域における海岸漂着物対策の推進を図るためには、都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携して、相互に情報を共有し、十分な意思疎通を図りながら取組を進めていくことが重要である。このためには、様々な意見を取り込みながら、関係者の連絡調整を図るための共通の場が必要である。

協議会は、地域においてこのような機能を果たすものとして設けられるものであり、都道府県は、地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、積極的に協議会の設置を行うことが望まれる。そして、協議会を活用して関係者が相互の取組状況を定期的に点検するとともに、その結果に沿って、取組の見直しを行うことが望まれる。

2. 協議会の組織

(1) 幅広い主体の参加

ア 海岸漂着物対策の推進に当たっては、地域の様々な主体の連携が必要である。

このため、都道府県は、協議会の効率的な運営に配慮しつつ、可能な限り、地域

の多様な主体の参加の機会を確保するよう努める。

イ 協議会には、都道府県のほか、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関の関係者が広く参加することが望まれる。加えて、必要に応じ、地域の海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することも重要である。

ウ 海岸漂着物対策について幅広い主体が連携・協力して取り組むべき地域は、特定の都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される。こうした場合には複数の都道府県が協力して共同で協議会を設置することが可能である。

(2) 協議会の体制

ア 協議会の体制については、効率的な運営に留意し、団体を含む場合はその代表等から構成することによって、適切なものとすることが望まれる。

イ 協議会の円滑な運営を確保するため、協議会の事務処理体制を整えておくことが望まれる。

3. 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営に留意する。

イ 協議会の議事は原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保する。また、協議会の運営に際して、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や学識経験者等からの意見聴取を行う。

ウ 協議会については、運営規則に基づく適切な運営の確保が望まれる。

エ 協議会は、地域計画の進捗状況の確認や必要に応じた見直し等を適時に行うため継続的な運営が求められることから、定期的に開催されることが望まれる。

第4 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

1. 推進体制

(1) 政府の推進体制

海岸漂着物対策に関連する施策を関係省庁が連携して実施するため、関係各省庁相互間の緊密な連携の確保を図ることが重要である。

このため、環境省その他の関係行政機関は、海岸漂着物対策推進会議での円滑かつ適切な連絡調整等を通じて相互に連携の強化を図ることが必要である。

また、海岸漂着物対策推進会議は、対策に関する事項について専門家会議による進言を得て、適切に運営されるよう留意されなければならない。

（２）政府・地方公共団体間の推進体制

政府は、地方公共団体の担当者会議等を活用し、地方公共団体と緊密な情報交換を行う等、地方公共団体との連携を図るものとする。

その際には、地方公共団体内で環境部局と海岸部局を始め関係部局間の横断的な連携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行う。

（３）地方公共団体の推進体制

① 都道府県内部での連携

都道府県の内部では、環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関連部局間の横断的な連携が図られることが重要であり、関係部局間の連絡調整のための体制の整備が図られることが望まれる。

② 都道府県・市町村間の連携

海岸漂着物対策の推進に際し、都道府県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用を始め、相互の連絡調整等を円滑に図るために必要な体制を整備することが望まれる。

③ 都道府県間の連携

都道府県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物等の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、近隣の都道府県と必要な体制を整備することが望まれる。

④ 民間団体等との連携

都道府県や市町村においては、それぞれの地域ごとに活動する民間団体等が異なる場合があるため、都道府県・市町村間又は都道府県間の連携と併せて、各地域の民間団体等の連携も図られるよう配慮することが重要である。その際には、広域的なネットワークを構築して活動している民間団体等がコーディネーターとしての役割を果たし得ることから、このような主体との連携を図ることが有益である。

２．本基本方針の見直し

政府は、海岸漂着物対策に関する各種施策について、毎年の実施状況等を把握するよう努める。また、海岸漂着物処理推進法の施行後３年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずる。